3　支給対象犯罪行為の範囲
⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間
平成24年１月頃から平成24年５月下旬頃までの間
⑵　支給対象犯罪行為の内容
被告人松下憲二らが、実体のない会社の社債の払込金の名目で現金をだまし取るため、東京都内の事務所において、被害者らに対し、電話で、株式会社インプレッサや株式会社ヤマト環境の社債を購入すれば多額の利息等が得られる、購入した社債を高額で買い取るなどとうそを言うなどして被害者らをその旨誤信させ、被害者らから、被告人松下憲二らが管理する株式会社インプレッサ等の名義の普通預金口座への振込入金又は現金の交付を受けた行為（主な犯行態様について後記４を参照）。
4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
⑴　主な犯行手口
ア　被害者に対し、証券会社の従業員を装い、「株式会社インプレッサ」（以下「インプレッサ」という。）又は「株式会社ヤマト環境」（以下「ヤマト環境」という。）のパンフレットが届いていないかとの電話を数日間に数回かけた後、同パンフレットを送りつける。
イ　再び前記証券会社の従業員を装って被害者に電話をかけ、インプレッサ又はヤマト環境のパンフレットは届いていないか、インプレッサ又はヤマト環境の社債はパンフレットが届いた人しか購入することができないが、購入した社債は高額で買い取るので購入してほしいなどとうそを告げる。
ウ　被害者が社債の引受けに興味を示すと、インプレッサ又はヤマト環境に電話をかけるよう勧め、被害者が電話をかけると、インプレッサ又はヤマト環境の従業員を装った者が、被害者に対し、インプレッサ又はヤマト環境はいずれ上場する予定である、社債を買えば多額の利息等が得られるなどとうそを言い、その旨誤信した被害者に社債の引受けを決意させ、社債の払込金名目で、指定する普通預金口座への振込入金又は犯人への現金の手渡しでの交付をさせる。
エ　振込入金したときは、後日、社債券が被害者に郵送され、現金を手渡しで交付したときは、現金と引き換えに社債券が被害者に交付される。
オ　被害者に社債の払込金名目で振込入金又は現金の交付をさせた後も、被害者に対し、電話をかけて、配当利率がよくなるなどとうそを申し向けて、社債を更に引き受けることを勧め、その旨誤信した被害者に社債の引受けを決意させ、社債の払込金名目で振込入金又は現金の手渡しでの交付をさせ、繰り返し金銭をだまし取る。
⑵　犯人らが指定した振込送金先普通預金口座（検察官が既に把握しているもの）
ア　三菱東京UFJ銀行高円寺支店
株式会社インプレッサ名義　口座番号0079483
イ　三菱東京UFJ銀行浦安支店
北原工業株式会社名義　口座番号0955288
ウ　三井住友銀行高円寺支店
株式会社インプレッサ名義　口座番号7349771
⑶　犯人らが使用した電話番号（検察官が既に把握しているもの）
03―6365―4239、03―6316―4556、03―5843―5043、03―6812―0503、03―6386―3365
03―5843―8096、03―6385―4879、03―6892―7718、03―6316―1822、03―6759―8368
03―6362―0064、06―7177―7234、092―518―0880、052―559―1377、0120―985―542
5　開始決定の時における給付資金の額　金１億7,000万円
6　支給申請期間　平成29年２月21日から平成29年４月20日までの間
7　犯罪被害財産の没収又はその価格の追徴の裁判に関する事項
⑴　被告人の氏名　松下　憲二
⑵　裁判所名　東京地方裁判所
⑶　裁判年月日　平成25年12月24日
⑷　確定年月日　平成26年５月15日
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人は、実体のない会社の社債の払込金の名目で現金をだまし取ろうと考え、中村圭助ほか27名及び氏名不詳者らと共謀の上、平成24年３月27日頃から同年５月21日までの間、東京都内の事務所において、被害者らに対し、電話で、株式会社インプレッサや株式会社ヤマト環境の社債を購入すれば多額の利息等が得られる、購入した社債を高額で買い取るなどとうそを言うなどして被害者らをその旨誤信させ、被害者らから、被告人らが管理する株式会社インプレッサ等の名義の普通預金口座への振込入金又は現金の交付を受け、現金合計１億7,000万円をだまし取った。
（罪　　名）
詐欺
8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出先）
〒100―8903　東京都千代田区霞が関１―１―１
東京地方検察庁　総務部　犯罪被害財産支給手続事務室
電話番号　03―3592―5611（代表）内線4392
○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、東京地方検察庁検事正に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。
○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国（代表者は法務大臣となります。）を被告として、東京地方裁判所に提起しなければなりません。

登録個別信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の23の登録をした者から、法第35条の３の35において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３の35において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第103条において準用する同規則第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。
平成29年２月21日　　関東経済産業局長　藤井　敏彦

名　　称	株式会社エール
本店の所在地	東京都中央区日本橋２丁目16番３号
登録番号	関東（個）第51号―２
営業廃止年月日	平成29年１月10日